

あなたに寄りそう

終身医療保険 FlexiS

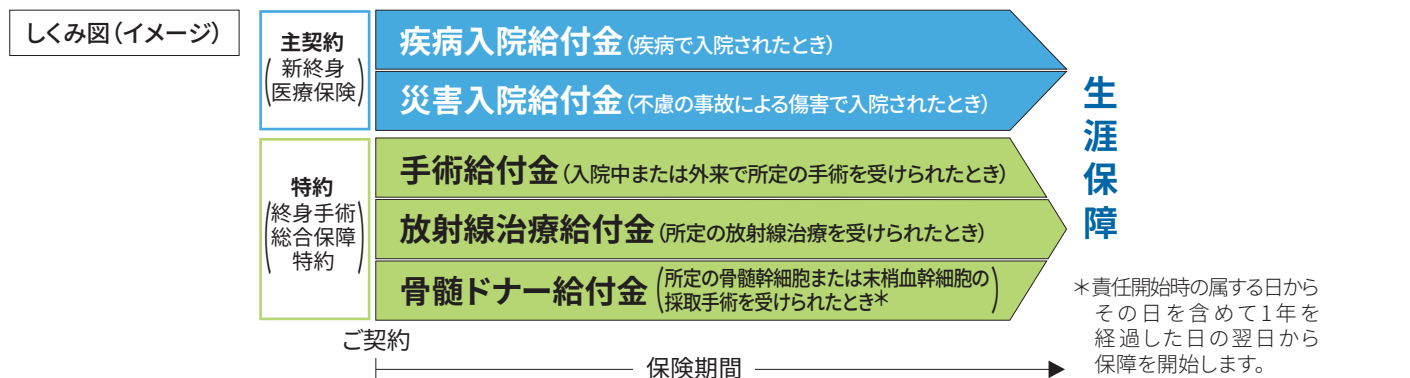
新終身医療保険

メットライフ生命 フレキシィ S	この商品が満たす主な保障分野						貯蓄部分
	死亡	病気・ケガ	ガン	介護	教育・老後資金準備 役員・従業員の 退職金準備	資産運用	
		○	○				○*

*健康祝金特則または終身死亡給付特約を付加した場合

1 商品の特徴としくみ

- 生涯にわたり、病気・ケガで入院されたときの保障や、所定の手術・放射線治療などを受けられたときの保障を準備できる商品です。
- 特約を付加することで、退院、退院後の通院、先進医療、要介護や認知症などの保障を充実させることもできます。



プラス 特約を付加することにより、保障を充実させることができます。

付加できる主な特約 (■は必ず付加いただく特約です)

- **手術・放射線治療・骨髄ドナーの保障**
終身手術総合保障特約
- **七疾病^{*1}の入院延長保障**
終身七疾病入院延長給付特約
- **女性疾病の入院保障**
終身女性疾病入院給付特約
- **先進医療の保障**
先進医療給付特約
- **退院後の通院保障**
新終身通院給付特約
- **退院時の保障**
新終身退院給付特約
- **特定疾病^{*2}の保障**
終身特定疾病一時金特約Ⅰ型
- **ガン(悪性新生物・上皮内新生物)の保障**
終身特定疾病一時金特約Ⅱ型
- **介護の保障**
終身介護保障一時金特約
- **認知症の保障**
終身認知症診断一時金特約
- **三大疾病^{*3}時の保険料払込免除**
三大疾病保険料払込免除特約(新終身医療保険用)
- **災害死亡給付特約**
- **定期保険特約(無解約返戻金型)**
- **終身死亡給付特約**
- **給付金代理請求特約**

*1 ガン(悪性新生物・上皮内新生物)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患・肝疾患・腎疾患
*2 ガン(悪性新生物・上皮内新生物)・心疾患・脳血管疾患 *3 悪性新生物・心疾患・脳血管疾患

※ご契約時の年齢などにより、付加できない場合があります。

2 主なお取り扱いについて(主契約)

※お取り扱いの範囲などは、契約内容により異なります。

契約年齢範囲	0歳～満80歳	最低口数(給付金額)	5口(5,000円)
保険期間	終身		
解約返戻金	保険料払込期間中の解約返戻金はありません。		
契約者配当	ありません。		

3 主な保障内容

	名称	支払事由	支払金額		支払限度
主契約(新終身医療保険)	疾病入院給付金	疾病で入院されたとき	入院給付金日額×入院日数		疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれについて、支払限度の型に応じて、1回の入院につき60日(60日型)、120日(120日型)、730日(730日型)。通算支払限度は疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれについて1,095日
	災害入院給付金	不慮の事故による傷害で入院されたとき	入院給付金日額×入院日数		
特約(終身手術総合保障特約)	手術給付金	公的医療保険制度の給付対象となる所定の手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられたとき*	入院中の手術	入院給付金日額の20倍相当額	—
			外来手術	入院給付金日額の5倍相当額	
	放射線治療給付金	公的医療保険制度の給付対象となる所定の放射線治療(血液照射は除く)または先進医療に該当する放射線照射または温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額の20倍相当額		放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けられた日からその日を含めて60日の間に1回
	骨髄ドナー給付金	責任開始時の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、骨髄ドナー(提供者)として所定の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術を受けられたとき	入院給付金日額の10倍相当額		保険期間を通じて1回

*以下に該当する場合は手術給付金をお支払いしません。

創傷処理／皮膚切開術／デブリードマン／骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術／抜歯手術／鼓膜切開術／鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術／鼻内異物摘出術および外耳道異物除去術／角膜・強膜異物除去術、結膜下異物除去術および結膜結石除去術

■保険料払込期間満了後死亡保険金について

- 保険料払込期間が保険期間と異なる(短期払)場合、保険料払込期間満了後に死亡された場合に、保険料払込期間満了後死亡保険金(入院給付金日額の10倍相当額)をお支払いします。

■健康祝金について(健康祝金特則を付加した場合)

- 健康祝金支払基準日(契約日から5年または10年ごとの年単位の契約応当日)の前日末に生存され、かつ健康祝金支払対象期間中に継続10日以上の主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金がいずれも支払われなかったとき、健康祝金(入院給付金日額の10倍)をお支払いします(最長90歳まで)。

■入院給付金について(短期入院定額払特則を付加した場合)

- 入院給付金が支払われる入院をされた場合、10日以内の入院においては一律の金額として入院給付金日額の10倍をお支払いします(11日以上入院の場合は入院給付金日額×入院日数)。

■保険料払込免除について

- 保険料払込期間中に所定の身体障害の状態に該当された場合、以後の保険料の払い込みは免除されます。

お申し込みにあたっては、「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■お問い合わせ先／担当者

■引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
www.metlife.co.jp